

# ハローワーク津島のサービスメニュー

ハローワークでは、みなさんが1日も早くご自身の希望される安定した仕事に就けるよう、職業紹介をはじめとしたさまざまなサービスを提供しています。

## 仕事についての相談

ハローワークの職業相談窓口では、就職に関する様々な相談に対応しています。「希望する求人が見つからない」「気になる求人があるのだけど、どうしよう・・・」など、どのようなことでも結構です。お気軽に窓口へお越しください。また、現在の求人状況の説明や、1日も早い再就職のためのアドバイスなども行っています。

## 求人情報の提供

ハローワークでは、さまざまな会社から毎日新しい求人が寄せられています。求人情報は、タッチパネル式のパソコンを使って簡単にご覧いただくことができます。さらに、ハローワークでは、他のハローワークに出ている求人情報の提供も行っていますので、広範囲の求人情報を入手することができます。



## 希望の会社への紹介

応募したい求人がありましたら、①番受付へお越しください。その求人についての説明やアドバイス、もちろんご質問にもお受けしたうえで、会社担当者と面接日時などの調整を行い、紹介状をお渡しします。また、求人の各種条件が多少ご希望と合わない場合には、会社との調整も行っています。

## 仕事探しのサポート

ハローワークでは、みなさまの仕事探いをサポートするため、ご自身に適した仕事を見つけるための方法や面接の受け方についてのアドバイスなど、各種セミナーを開催しています。各種セミナーのスケジュールの案内は、展示棚のパンフレットをご覧ください。お気軽に窓口にお尋ねください。

## 職業訓練

離職者の方が再就職に必要な技能及び知識を習得するため、「公共職業訓練」を実施しています。離職者の方は、受講料が無料です。ただし、テキスト代等の実費をご負担いただく場合があります。雇用保険の基本手当の受給資格者は、ハローワークの受講指示を受けて訓練をしながら公共職業訓練を受講することができます。

## 雇用保険受給者の就職支援

早期再就職者の必要性が高い求職者等に対し、就職支援ナビゲーターが、担当者制による就職支援を行っています。

- 職業相談（予約制）
- 履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーション
- 求人情報の提供

## 若年者の再就職促進

職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若者等について、ハローワークの紹介により、企業において一定期間（原則3ヶ月）『トライアル雇用』することにより、常用雇用への意向を促進しています。また、若者（35歳未満）の採用・育成に積極的な『若者応援企業』の情報提供・紹介による就職支援を行っています。

## ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/>

全国のハローワークが受理した求人情報のうち、求人企業が当ホームページに掲載を希望している求人を提供しています。※一部の求人は求人企業の意向によりハローワーク内の限り提供しています。



## ハローワーク求人情報

当所で受理した1週間分の求人（フルタイム・パート求人）を取りまとめ翌週の月曜日に発行しています（月曜日が休日の場合は火曜日発行）。



### 障害者の方に対する支援

障害について専門的な知識を持った担当者が、仕事に関する情報の提供をしたり、就職に関する相談に応じるなど、細やかな支援を行っています。

障害があるために長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象です。身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はご持参ください。



### 新規学卒者に対する支援

学卒ジョブサポーターを配置し、学校の生徒・大学等の学生、中退者及び既卒者に対し、就職指導や就職相談、求人情報の提供、就職面接会の開催等により、生徒・学生の方などの就職活動を支援しています。



### 中高年齢者の再就職支援

トライアル雇用事業の活用や、就職支援セミナー、就職に向けた技能講習及び面接会を行う事業の案内等、高年齢の再就職の援助・支援を行っています。

### 生活困窮者の就労支援

生活保護や住宅手当の受給者等の就労による自立支援を促進するため、福祉施策を行う地方自治体と緊密な連携を図り、チーム支援を中心とした就労支援を行っています。

### 求職者支援制度

求職者支援制度とは、雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指すための制度です。

求職者支援訓練または公共職業訓練が無料で受講できます。

収入、資産などの一定の要件を満たす方に、訓練期間中「訓練受講給付金」を支給します。詳しくは、窓口にお尋ねください。

### ジョブ・カードの作成支援

ハローワークでは、『生涯を通じたキャリア・プランニング』のツールであるジョブ・カードの作成支援を行っています。ジョブ・カードを作成することで、職務能力や職業意識の整理、自己PRポイントの明確化、必要な訓練等職業能力の開発及び証明等職業人生設計を容易にします。また、職務経歴書の作成に役立ちます。

詳しくは、窓口にお尋ねください。



## Q&A方式！！ 職業相談窓口利用等のご案内

TEL : 0567-26-3158

Q1 ハローワークの利用時間は？

A1 求人常用提供端末（求人検索用パソコン）及び職業相談窓口のご利用時間は8時間30分から5時15分までです。※土日祝日、年末年始は閉庁日です。

Q2 求人情報提供端末の利用方法は？

A2 ①番受付でご利用カードをお受け取りください。ご利用カードと同じ番号の端末を使っていただきます。求人情報提供端末の1回あたりのご利用時間は30分以内です。ご協力をお願いします。

Q3 紹介を希望する場合は？

A3 ①番受付に受給資格者証もしくはハローワークカードを提出してください。番号札をお渡しし、順次、職員が呼びし紹介させていただきます。求人情報提供端末から印刷した求人票を呼ばれるまで、よくご覧になってください。複数の事業所へ紹介を希望する場合は、あらかじめ優先順位を考えておいてください。

Q4 面接には何を持って行くの？

A4 ハローワークがお渡しする紹介状のほか、履歴書と筆記用具をお持ちください。また、職務経歴書を求める事業所が増加していますので、用意することをお勧めします。

Q5 採用・不採用の連絡は？

A5 応募結果の連絡は基本的に事業所から直接本人に通知されます。提示された条件が合わない等により就職を辞退する場合は、事業所に対して早急にその旨お伝えください。

Q6 就職が決まった時の手続きは（雇用保険受給者の方）？

A6 受給資格者のしおりの中に雇用（採用年月日）証明書があります。就職する事業所に証明をもらい、原則として就職日の前日にハローワークに提出してください。